Press Release

令和7年11月5日

【照会先】

栃木労働局雇用環境・均等室

雇用環境・均等室長

大津 洋子

室長補佐

大貫 文子

指導係

森本 英里

(電話) 028-633-2795

「くるみん」「えるぼし」 認定通知書交付式及び意見交換会を開催!

栃木労働局(局長 川口 秀人)は、次世代育成支援対策推進法に基づく「くるみん」認定 企業として、**清原住電株式会社、トヨタカローラ栃木株式会社**を認定し、女性活躍推進法に基 づく「えるぼし」認定企業として、**滝沢ハム株式会社、株式会社フレンド**を認定しました。

この度の認定により、県内の「くるみん」認定企業は49社、「えるぼし」認定企業は32社となりました。

認定通知書交付式及び意見交換会を以下の通りに行いますので、当日の取材をお願いします。

<認定通知書交付式及び意見交換会>

日時: 令和7年11月12日(水)10:00 ~12:00

場所:**栃木労働局 大会議室**

(宇都宮市明保野町1-4宇都宮第2地方合同庁舎5階)

【認定企業】

報道関係者 各位

くるみん

清原住電株式会社 トヨタカローラ栃木株式会社



えるぼし

滝沢ハム株式会社 株式会社フレンド



次世代育成支援対策推進法に基づく認定企業一覧

(令和7年10月24日現在)

☆プラチナくるみん認定企業 9件☆くるみん認定企業 49件

「プラチナくるみん」特例認定企業





No.	特例認定企業名	所在地	特例認定年	特例プラス認定年
1	シーデーピージャパン株式会社	宇都宮市	2015年	
2	ケーブルテレビ株式会社	栃木市	2018年	
3	株式会社カワチ薬品	小山市	2020年	
4	株式会社コジマ	宇都宮市	2020年	2024年
5	ギガフォトン株式会社	小山市	2020年	
6	デクセリアルズ株式会社	下野市	2020年	
7	株式会社栃木銀行	宇都宮市	2022年	
	グランディハウス株式会社	宇都宮市	2023年	2024年
9	株式会社足利銀行	宇都宮市	2024年	2024年

「くるみん」認定企業





			できた かっとしてい ない		
No.	認定企業名	所在地	認定年	認定回数	プラス認定年
1	キヤノンメディカルシステムズ株式会社	大田原市	2007年・2010年・2016年・2021年	4	
2	株式会社カワチ薬品	小山市	2008年・2011年・2014年・2016年・2020年	5	
3	デクセリアルズ株式会社	下野市	2009年	1	
4	とちぎコープ生活協同組合	宇都宮市	2010年・2013年・2019年・2022年・2025年	5	
5	シーデーピージャパン株式会社	宇都宮市	2010年	1	
6	株式会社アイ電子工業	大田原市	2010年	1	
7	持田製薬工場株式会社	大田原市	2010年 · 2014年 · 2016年 · 2018年 · 2022年	5	
8	晋豊建設株式会社	宇都宮市	2011年・2015年	2	
9	船山建設工業株式会社	さくら市	2011年	1	
10	株式会社日本クリエート	栃木市	2012年	1	
11	和田工業株式会社	宇都宮市	2013年	1	
12	株式会社東武宇都宮百貨店	宇都宮市	2013年	1	
13	ピジョン真中株式会社	栃木市	2014年	1	
14	株式会社足利銀行	宇都宮市	2015年	1	2023年
15	北関東綜合警備保障株式会社	宇都宮市	2015年 - 2017年	2	
16	株式会社コジマ	宇都宮市	2016年・2020年	2	
17	ケーブルテレビ株式会社	栃木市	2016年	1	
18	ギガフォトン株式会社	小山市	2017年	1	
19	ハイビック株式会社	小山市	2017年	1	
20	株式会社栃木銀行	宇都宮市	2018年	1	
21	有限会社邦史会	足利市	2018年	1	
22	神谷建設株式会社	鹿沼市	2018年	1	
23	社会福祉法人京福会	那須塩原市	2019年	1	
24	社会福祉法人宝生会	宇都宮市	2019年	1	
25	松屋製粉株式会社	河内郡上三川町	2019年・2021年	2	
26	株式会社岩見	矢板市	2019年	1	
27	HAMA TEC株式会社	宇都宮市	2019年	1	
28	合同会社あゆみの森	鹿沼市	2019年	1	
	パナソニックホームズ北関東株式会社	宇都宮市	2020年	1	
30	グランディハウス株式会社	宇都宮市	2020年	1	
31	三福工業株式会社	佐野市	2020年	1	
	社会福祉法人的場会	芳賀郡市貝町	2020年	1	
33	中村土建株式会社	宇都宮市	2021年	1	
34	佐野信用金庫	佐野市	2021年	1	
35	株式会社ファンテクノロジー	宇都宮市	2021年	1	
36	学校法人やまざき学園	宇都宮市	2022年	1	
37	株式会社IPAH	宇都宮市	2023年	1	
38	栃木トヨタ自動車株式会社	宇都宮市	2023年	1	
39	株式会社ピーシーレールウェイコンサルタント	宇都宮市	2024年	1	
40	株式会社TMC経営支援センター	那須塩原市	2024年	1	
	鹿沼相互信用金庫	鹿沼市	2024年	1	
42	株式会社壮関	矢板市	2024年	1	
43	栃木住友電工株式会社	宇都宮市	2024年	1	
44	株式会社フカサワ	宇都宮市	2025年	1	
	株式会社カンセキ	宇都宮市	2025年	1	
	株式会社サカタロジスティックス	矢板市	2025年	1	
47	株式会社ライブガーデン	栃木市	2025年	1	
48	清原住電株式会社	宇都宮市	2025年	1	
	トヨタカローラ栃木株式会社	宇都宮市	2025年	1	
		7 Rt H 11	=:=: 1		

令和7年 4月1日から

新たな 10 年がスタート!

次世代育成支援対策推進法の改正に伴い、くるみん認定、プラチナくるみん認定の認定基準等が改正されます

「次世代育成支援対策推進法」は、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境を整備するために 定められた法律であり、常時雇用する労働者が 101 人以上の企業は、労働者の仕事と子育てに関する「一般事業主行 動計画」の策定・届出、外部への公表、労働者への周知を行うことが義務とされています(100 人以下の企業は努力 義務)。

令和6年5月に成立した「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律」により、法律の有効期限がさらに 10年間延長され、令和 17年3月31日までとなりました。

1

行動計画策定・変更時に、 育児休業等の取得状況等に係る状況把握・数値目標の設定を義務付け

○ 育児休業等の取得状況及び 労働時間の状況把握

〇 改善すべき事情の分析

- 行動計画の策定・変更
- 〇 社内周知
- 外部への公表
- 都道府県労働局への届出

〇 計画の実施

○ 計画終了・効果の測定

行動計画の策定又は変更を行う際には、<u>育児休業等の取得状況</u>(*1)、<u>労働時間の状況(*2)を把握するとともに、育児休業等の取得状況や労働時間の状況に係る数値目標の設定が義務付けられます。</u>

(※1)男性労働者の「育児休業等取得率」又は男性労働者の「育児休業等及び育児目的休暇の取得率」 (※2)フルタイム労働者一人当たりの各月ごとの法定時間外労働及び法定休日労働の合計時間数等の 労働時間(高度プロフェッショナル制度の適用を受ける労働者にあっては、健康管理時間)

◆PDCA サイクルの確立

※令和7年4月1日以降に 策定又は変更する行動計画 から義務の対象です。

認定基準を 満たした場合

厚生労働大臣による認定 (くるみん、プラチナくるみん、トライくるみん)

2

認定基準の見直し(認定種類別の認定基準全体は、p.2~p.3 でご確認ください。)

くるみん、プラチナくるみん、トライくるみん認定基準く共通>

〇女性の育児休業等の取得に係る基準の見直し (認定基準6)

女性労働者の育児休業等取得率75%以上育児休業等をすることができる女性有期雇用労働者の育児休業等取得率基準なし・ 75%以上

〇成果に関する具体的な目標を定めて実施する措置の選択肢の見直し (認定基準8)

①所定外労働の削減

②年次有給休暇の取得の促進

③短時間正社員制度、在宅勤務等その他働き方の見直しに 関する多様な労働条件の整備 ▶①男性労働者の育児休業等の取得期間の延伸

②年次有給休暇の取得の促進

③短時間正社員制度、在宅勤務等その他働き方の見直しに 関する多様な労働条件の整備

くるみん、プラチナくるみん、トライくるみん認定基準く認定種類別>

○男性の育児休業等の取得に係る基準の見直し(くるみん、プラチナくるみん、トライくるみん器定基準5)

	男性労働者の育児休業等取得率				休業等•育児目的休暇 取得率
トライくるみん	7%以上	10%以上	又は	15%以上	→ 20%以上
くるみん	10%以上	30%以上		20%以上	→ <u>50%以上</u>
プラチナくるみん	30%以上	50%以上		50%以上	→ 70%以上

○働き方の見直しに係る基準の見直し(くるみん、プラチナくるみん、トライくるみん認定基準7)

雇用する全てのフルタイム労働者	トライくるみん	45 時間未満		
1 人当たりの各月ごとの法定時間外	くるみん	45 時間未満・25 55 20 50 77 77 77 77 77 77 77 77 77 77 77 77 77		
労働及び法定休日労働の合計時間数	プラチナくるみん	45 時間未満(25~39 歳のフルタイム労働者)		

〇能力向上又はキャリア形成支援の取組に係る計画の策定・実施に関する対象の見直し (プラチナくるみん認定基準 10)

プラチナくるみん 女性労働者を対象とした取組 🖐 労働者を対象とした取組



トライくるみん、くるみん認定基準

トライくるみん (旧基準達成)



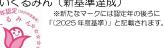
新しいトライくるみん (新基準達成)



※新たなマークには認定年の後ろに 「(2025年度基準)」と記載されます。



新しいくるみん(新基準達成)



- 1. 雇用環境の整備について、行動計画策定指針に照らし適切な行動計画を策定したこと。
- 2. 行動計画の計画期間が、2年以上5年以下であること。
- 3. 策定した行動計画を実施し、計画に定めた目標を達成したこと。
- 4. 策定・変更した行動計画について、公表および労働者への周知を適切に行っていること。
- 5. 次の(1) または(2) のいずれかを満たしていること。
- (1)計画期間における、男性労働者の育児休業等取得率が 10%以上 (旧基準:7%以上)であること。
- (2) 計画期間における、男性労働者の育児休業等取得率および企業独自の 育児を目的とした休暇制度利用率が、合わせて20%以上(旧基準:15% 以上)であり、かつ、育児休業等を取得した者が1人以上いること。
- 5. 次の(1) または(2) のいずれかを満たしていること。
- (1)計画期間における、男性労働者の育児休業等取得率が 30%以上 (旧基準:10%以上)であり、**当該割合を「両立支援のひろば」で公** 表していること。
- (2)計画期間における、男性労働者の育児休業等取得率および企業独自の 育児を目的とした休暇制度利用率が、合わせて 50%以上(旧基準: <u>20%以上)</u>であり、**当該割合を「両立支援のひろば」で公表している こと、**かつ、育児休業等を取得した者が1人以上いること。

計画期間内に男性の育児休業等取得者または企業独自の育児を目的とした休暇制度を利用した者がいない場合(男性の育児休業等取得者がO人、かつ 企業独自の育児を目的とした休暇制度を利用した者がO人)でも、①~④のいずれかに該当すれば基準を満たす。

- 性労働者がいること(1歳に満たない子のために利用した場合を除く)。
- ② 計画期間内に、中学校卒業前(15 歳に達した後の最初の3月31日ま ② 計画期間内に、中学校卒業前(15 歳に達した後の最初の3月31日ま で)の子を育てる労働者に対する所定労働時間の短縮措置を利用した男 性労働者がいること。
- きに、男性の育児休業等取得率が 10%以上(旧基準: 7%以上)である こと。
- 場合、中学校卒業前(15歳に達した後の最初の3月31日まで)の子ま たは小学校就学前の孫について、企業独自の育児を目的とした休暇制度 を利用した男性労働者がいること。

- ① 計画期間内に、<mark>子の看護等休暇(旧基準:子の看護休暇)</mark>を取得した男 ① 計画期間内に、<mark>子の看護等休暇(旧基準:子の看護休暇)</mark>を取得した男 性労働者がいること(1歳に満たない子のために利用した場合を除く)、 かつ、当該男性労働者の数を「両立支援のひろば」で公表していること。
 - で)の子を育てる労働者に対する所定労働時間の短縮措置を利用した男性 労働者がいること、かつ、**当該男性労働者の数を「両立支援のひろば」で** 公表していること。
- ③ 計画期間とその開始前の一定期間(最長3年間)を合わせて計算したと ③ 計画期間とその開始前の一定期間(最長3年間)を合わせて計算したと きに、男性の育児休業等取得率が 30%以上 (旧基準:10%以上) であ り、当該割合を「両立支援のひろば」で公表していること。
- 計画期間において、小学校就学前の子を養育する男性労働者がいない ② 計画期間において、小学校就学前の子を養育する男性労働者がいない場 合、中学校卒業前(15歳に達した後の最初の3月31日まで)の子また は小学校就学前の孫について、企業独自の育児を目的とした休暇制度を利 用した男性労働者がいること、かつ、**当該男性労働者の数を「両立支援の** ひろば」で公表していること。
- 6. 計画期間における、女性労働者および育児休業の対象となる女性有期雇 用労働者の育児休業等取得率が、それぞれ75%以上(旧基準:女性労働 者の育児休業等取得率が75%以上)であること。
- <労働者数が300人以下の一般事業主の特例>

計画期間内に上記基準を満たしていない場合でも、計画期間とその 開始前の一定期間(最長3年間)を合わせて計算したときに、女性労働 者または育児休業の対象となる女性有期雇用労働者の育児休業等取得率 が 75%以上 (旧基準:女性労働者の育児休業等取得率が 75%以上) であれば基準を満たす。

- 6. 計画期間における、女性労働者および育児休業の対象となる女性有期雇 用労働者の育児休業等取得率が、それぞれ75%以上(旧基準:女性労働者 の育児休業等取得率が75%以上)であり、**当該割合を「両立支援のひろば」** で公表していること。
- <労働者数が300人以下の一般事業主の特例> ……………

計画期間内に上記基準を満たしていない場合でも、計画期間とその 開始前の一定期間(最長3年間)を合わせて計算したときに、女性労働 者または育児休業の対象となる女性有期雇用労働者の育児休業等取得率 が 75%以上 (旧基準:女性労働者の育児休業等取得率が 75%以上)で あり、**当該割合を「両立支援のひろば」で公表**していれば基準を満たす。

(旧基準7.) 3歳から小学校就学前の子を育てる労働者について、「育児体業に関する制度、所定外労働の制限に関する制度、所定労働時間の短縮措置 または始業時刻変更等の措置に準ずる制度」を講じていること。 ※廃止(経過措置は p.4 上段参照)

- 7(旧基準8). 計画期間の終了日の属する事業年度において次の(1) と(2)のいずれも満たしていること。
- (1) フルタイムの労働者の法定時間外・法定休日労働時間の平均が 各月45時間未満であること。
- (2) 月平均の法定時間外労働60時間以上の労働者がいないこと。
- (旧基準8). 計画期間の終了日の属する事業年度において次の<u>(1)また</u> は(2)のいずれかを満たしていること、かつ(3)を満たしている
 - (1) フルタイムの労働者の法定時間外・法定休日労働時間の平均が 各月 30 時間未満 (旧基準:45 時間未満)であること。
 - (2) フルタイムの労働者のうち、25~39歳の労働者の法定時間外・ 法定休日労働時間の平均が各月45時間未満であること。(新設)
 - (3) 月平均の法定時間外労働60時間以上の労働者がいないこと。 (旧基準:計画期間の終了日の属する事業年度において上記(1) <u>の旧基準と(3)のいずれも満たしていること。)</u>
- 8 (旧基準9)、次の①~③のいずれかの措置について、成果に関する具体的な目標を定めて実施していること。
 - ① 男性労働者の育児休業等の取得期間の延伸のための措置(旧基準:所定外労働の削減のための措置)
 - ② 年次有給休暇の取得の促進のための措置
 - ③ 短時間正社員制度、在宅勤務、テレワークその他働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備のための措置
- 9 (旧基準 10)。 法および法に基づく命令その他関係法令に違反する重大な事実がないこと。



1~4. トライくるみん、くるみん認定基準1~4と同一

- 5. 次の(1) または(2) のいずれかを満たしていること。
- (1)計画期間における、男性労働者の育児休業等取得率が50%以上(旧基準:30%以上)であること。
- (2)計画期間における、男性労働者の育児休業等取得率および企業独自の育児を目的とした休暇制度利用率が、合わせて 70%以上(旧基準: 50%以上)であり、かつ、育児休業等を取得した者が1人以上いること。
 - <労働者数が300人以下の一般事業主の特例>

計画期間内に男性の育児休業等取得者または企業独自の育児を目的とした休暇制度を利用した者がいない場合(男性の育児休業等取得者が〇人、かつ企業独自の育児を目的とした休暇制度を利用した者が〇人)でも、①~④のいずれかに該当すれば基準を満たす。

- ① 計画期間内に、<u>子の看護等休暇(旧基準:子の看護休暇)</u>を取得した男性労働者がいること(1歳に満たない子のために利用した場合を除く)。
- ② 計画期間内に、中学校卒業前(15歳に達した後の最初の3月31日まで)の子を育てる労働者に対する所定労働時間の短縮措置を利用した男性労働者がいること。
- ③ 計画期間とその開始前の一定期間(最長3年間)を合わせて計算したときに、男性の育児休業等取得率が50%以上(旧基準:30%以上)であること。
- ④ 計画期間において、小学校就学前の子を養育する男性労働者がいない場合、中学校卒業前(15歳に達した後の最初の3月31日まで)の子または小学校就学前の孫について、企業独自の育児を目的とした休暇制度を利用した男性労働者がいること。
- 6. トライくるみん認定基準6と同一

(旧基準7.) くるみん認定旧基準7と同一 ※廃止 (経過措置は p.4 上段参照)

※くるみん認定基準と同様の改正が、プラチナくるみん認定基準においても行われました。 (詳細は p.2 のくるみん認定基準参照)

- 7 (旧基準8). くるみん認定基準7 (旧基準8) と同一
- 8 (旧基準9). 次の①~③のすべての措置を実施しており、かつ、①または②のうち、少なくともいずれか一方について、定量的な目標を定めて実施し、その目標を達成したこと。
 - ① 男性労働者の育児休業等の取得期間の延伸のための措置(旧基準:所定外労働の削減のための措置)
 - ② 年次有給休暇の取得の促進のための措置
 - ③ 短時間正社員制度、在宅勤務、テレワークその他働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備のための措置
- 9 (旧基準 10)、次の(1) または(2) のいずれかを満たしていること。
- (1)子を出産した女性労働者のうち、子の1歳誕生日まで継続して在職(育児休業等を利用している者を含む)している者の割合が90%以上であること。
- (2) 子を出産した女性労働者および子を出産する予定であったが退職した女性労働者の合計数のうち、子の1歳誕生日まで継続して在職している者(子の1歳誕生日に育児休業等を利用している者を含む)の割合が70%以上であること。

計画期間中に(1)が90%未満でかつ(2)が70%未満だった場合でも、計画期間とその開始前の一定期間(最長3年間)を合わせて計算したときに、上記の(1)が90%以上または(2)が70%以上であれば、基準を満たす。

- 10. 育児休業等をし、または育児を行う<u>労働者が、職業生活と家庭生活との両立を図りながら、その意欲を高め、かつその能力を発揮すること</u>で活躍できるような能力の向上またはキャリア形成の支援のための取組にかかる計画を策定し、実施していること。
- (旧基準 11.) 育児休業等をし、または育児を行う<u>女性労働者が就業を継続し、</u>活躍できるような能力の向上またはキャリア形成の支援のための取組にかかる計画を策定し、実施していること。
- 11 (旧基準 12)。トライくるみん、くるみん認定基準9 (旧基準 10) と同一
- ○プラチナくるみんを取得した企業は、その後の行動計画策定・届出の代わりに「次世代育成支援対策の実施状況」について毎年少なくとも1回、 公表日の前事業年度(事業年度=各企業における会計年度)の状況を「両立支援のひろば」で公表する必要があります。
 - ・1回目の公表は、プラチナくるみん認定取得後おおむね3か月以内
 - ・2回目の公表は、公表前事業年度終了後おおむね3か月以内

に行ってください。

厚生労働省運営のウェブサイト「両立支援のひろば」(https://ryouritsu.mhlw.go.jp/)

【各種情報を検索・閲覧】

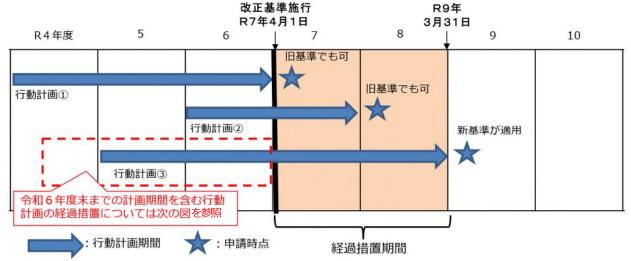
- 〇一般事業主行動計画公表サイト:策定した一般事業主行動計画を公表したり、他社の計画を閲覧できます。
- ○両立診断サイト:自社の両立支援の取組状況をチェックしたり、他社の取組を閲覧できます。
- 〇その他、両立支援に取り組む企業の取組事例やお役立ち情報を掲載した Q&A 集の検索ができます。

ぜひご活用ください。

認定申請に関する経過措置

【令和7年4月から2年間の認定基準の経過措置】: 改正前の旧基準達成による認定

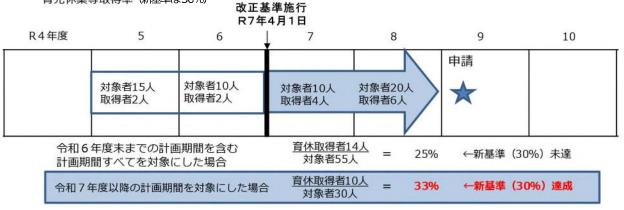
計画期間の時期にかかわらず、令和9年3月31日までは旧基準で申請することができます。この場合に付与されるくるみん及びトライくるみん認定マークは旧基準達成による認定マークとなります。



【令和6年度末までの計画期間を含む行動計画の経過措置】: 改正後の新基準達成による認定

施行後の取組を評価するため、令和6年度末までに開始した行動計画で令和7年度以降に認定申請を行う場合は、令和6年度末までの計画期間を含めずに、令和7年度以降の計画期間を基準算出のための計画期間とみなすことができます。この場合に付与される認定マークは新基準達成による認定マークとなります。

【例】くるみん認定申請に係る計画期間が令和5年度から8年度までの4年間であった場合の男性労働者の 育児休業等取得率(新基準は30%)



⇒ 令和7年度以降の計画期間での新基準達成により、新しいくるみんマークの申請が可能

【プラチナくるみん認定の取消に関する経過措置】

プラチナくるみんは、認定取得後、「両立支援のひろば」にて公表した「次世代育成支援対策の実施状況」が同じ項目で2年連続で基準を満たさなかった場合に取消の対象となりますが、今回の認定基準の改正に伴い、公表前事業年度が令和7年4月1日から令和8年3月31日までの期間を含む場合は、新基準を満たしていなくても旧基準を満たしていれば取消の対象とはなりません。

◆詳細は、厚生労働省ホームページをご覧ください。 https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_11367.html

くるみん認定・プラチナくるみん認定等を受けると次の制度を活用できます。

〇公共調達における加点評価 〇くるみん助成金(こども家庭庁)

○賃上げ促進税制(経済産業省) ○働き方改革推進支援資金((株)日本政策金融公庫)



お問い合わせは都道府県労働局雇用環境・均等部(室)へ

都道府県	電話番号								
北海道	011-709-2715	埼玉	048-600-6269	岐阜	058-245-1550	鳥取	0857-29-1709	佐賀	0952-32-7218
青 森	017-734-4211	千 葉	043-221-2307	静岡	054-252-5310	島根	0852-31-1161	長崎	095-801-0050
岩手	019-604-3010	東京	03-3512-1611	愛知	052-857-0312	岡山	086-225-2017	熊本	096-352-3865
宮城	022-299-8844	神奈川	045-211-7380	三重	059-226-2318	広島	082-221-9247	大 分	097-532-4025
秋田	018-862-6684	新潟	025-288-3511	滋賀	077-523-1190	Ш	083-995-0390	宮崎	0985-38-8821
山 形	023-624-8228	富山	076-432-2740	京都	075-241-3212	徳島	088-652-2718	鹿児島	099-223-8239
福島	024-536-4609	石川	076-265-4429	大 阪	06-6941-8940	香川	087-811-8924	沖 縄	098-868-4380
茨 城	029-277-8295	福井	0776-22-3947	兵 庫	078-367-0820	愛媛	089-935-5222		
栃木	028-633-2795	山梨	055-225-2851	奈 良	0742-32-0210	高知	088-885-6041		
群馬	027-896-4739	長 野	026-227-0125	和歌山	073-488-1170	福岡	092-411-4894		

女性活躍推進法に基づく認定企業名 (栃木労働局管内)

※令和7年10月30日 現在 32社

〈平成28年度〉

認定段階	企業名	所在地 (市町名)
認定段階3	シーデーピージャパン株式会社	宇都宮市

〈平成29年度〉

認定段階	企業名	所在地(市町名)
認定段階3	ケーブルテレビ株式会社	栃木市
認定段階 2	社会福祉法人光誠会	高根沢町

〈平成30年度〉

認定段階	企業名	所在地 (市町名)
認定段階 2	株式会社栃木銀行	宇都宮市
認定段階3	ニッケン産業株式会社	足利市

<令和元年度>

認定段階	企業名	所在地 (市町名)
認定段階2	グランディハウス株式会社	宇都宮市

認定段階3	エス・トータルサポート株式会社	宇都宮市
認定段階 3	栃木信用金庫	栃木市

<令和2年度>

認定段階	企業名	所在地 (市町名)
認定段階 2	HAMA TEC株式会社	宇都宮市
認定段階 3	エム・イー・エム・シー株式会社	宇都宮市

<令和3年度>

認定段階	企業名	所在地(市町名)
認定段階3	社会福祉法人愛日会	足利市
認定段階3	株式会社足利銀行	宇都宮市
認定段階 2	社会福祉法人美明会	足利市

<令和4年度>

認定段階	企業名	所在地(市町名)
認定段階2	株式会社テンドリル	さくら市

認定段階 2	株式会社コジマ	宇都宮市
認定段階 3	社会福祉法人晃丘会	宇都宮市
認定段階 3	株式会社 TMC 経営支援センター	那須塩原市

<令和5年度>

認定段階	企業名	所在地 (市町名)
認定段階3	株式会社ホンダテクノフォート	芳賀町
認定段階3	マニー株式会社	宇都宮市
認定段階2	株式会社ピノキオ薬局	宇都宮市
認定段階 2	ジョンソン・マッセイ ・ジャパン合同会社	さくら市
認定段階3	株式会社ダイミック	宇都宮市
認定段階3	鹿沼相互信用金庫	鹿沼市

<令和6年度>

認定段階	企業名	所在地 (市町名)
認定段階 3	医療法人賛永会	宇都宮市
認定段階 2	ハートランド・データ株式会社	足利市
認定段階 3	医療法人アスムス	小山市

<令和7年度>

認定段階	企業名	所在地 (市町名)
認定段階3	株式会社ライブガーデン	栃木市
認定段階2	株式会社横尾製作所	鹿沼市
認定段階3	社会福祉法人ふれあいコープ	宇都宮市
認定段階3	栃木精工株式会社	栃木市
認定段階 3	滝沢ハム株式会社	栃木市
認定段階 3	株式会社フレンド	小山市

えるぼし認定、プラチナえるぼし認定

- ○<mark>えるぼし認定</mark>:一般事業主行動計画の策定・届出を行った企業のうち、<u>女性の活躍推進に関する取組の実施状況が優</u> 良である等の一定の要件を満たした場合に認定。
- ○プラチナえるぼし認定:えるぼし認定企業のうち、一般事業主行動計画の目標達成や女性の活躍推進に関する取組の実施状況が特に優良である等の一定の要件を満たした場合に認定。<令和2年6月~>
- 認定を受けた企業は、厚生労働大臣が定める認定マーク「えるぼし」又は「プラチナえるぼし」を商品などに付すことができる。また、プラチナえるぼし認定企業は、一般事業主行動計画の策定・届出が免除される。

プラチナ えるぼし



- 策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、**当該行動計画に定めた目標を達成**したこと。
- 男女雇用機会均等推進者、職業家庭両立推進者を選任していること。(※)
- プラチナえるぼしの管理職比率、労働時間等の5つの基準の全てを満たしていること(※)
- 女性活躍推進法に基づく情報公表項目(社内制度の概要を除く。)のうち、8項目以上を「女性の活躍推進企業データベース」で公表していること。(※)

※実績を「女性の活躍推進企業データベース」に毎年公表することが必要



● えるぼしの管理職比率、労働時間等の5つの基準の全てを満たし、その実績を「女性の活躍推進企業データベース」に毎年公表していること。

えるぼし (2段階目)

- えるぼしの管理職比率、労働時間等の5つの基準のうち3つ又は4つの基準を満たし、その実績を「女性の活躍 推進企業データベース」に毎年公表していること。
- 満たさない基準については、事業主行動計画策定指針に定められた取組の中から当該基準に関連するものを実施し、その取組の実施状況について「女性の活躍推進企業データベース」に公表するとともに、2年以上連続してその実績が改善していること。

えるぼし (1段階目)



- えるぼしの管理職比率、労働時間等の5つの基準のうち1つ又は2つの基準を満たし、その実績を「女性の活躍 推進企業データベース」に毎年公表していること。
- 満たさない基準については、事業主行動計画策定指針に定められた取組の中から当該基準に関連するものを実施し、その取組の実施状況について「女性の活躍推進企業データベース」に公表するとともに、2年以上連続してその実績が改善していること。

女性の職業生活における活躍の状況に関する実績に係る基準①

	× ž) 。 とるぼしの基準のうち下線部は、 改正により新たに追加されたも	ى ھى
評価項目	えるぼし	プラチナえるぼし	
1.採用	① 男女別の採用における競争倍率(応募者数/採用者数)が同程度であること。(直近3事業年度の平均した「採用における女性の競争倍率×0.8」が、直近3事業年度の平均した「採用における男性の競争倍率」よりも雇用管理区分ごとにそれぞれ低いこと。) 又は ② 直近の事業年度において、次の(i)と(ii)の両方に該当すること。 (i) 正社員に占める女性労働者の割合が産業ごとの平均値(平均値が4割を超える場合は4割)以上であること。 (ii) 正社員の基幹的な雇用管理区分における女性労働者の割合が産業ごとの平均値(平均値が4割を超える場合は4割)以上であること(※)正社員に雇用管理区分を設定していない場合は(i)のみで可。	同左	
2. 継続就業	 ○ 直近の事業年度において、次の(i)と(ii)どちらかに該当すること。 (i) 「女性労働者の平均継続勤務年数」÷「男性労働者の平均継続勤務年数」が雇用管理区分ごとにそれぞれ7割以上であること。 (※) 期間の定めのない労働契約を締結している労働者に限る。 (ii) 「女性労働者の継続雇用割合」÷「男性労働者の継続雇用割合」が雇用管理区分ごとにそれぞれ8割以上であること。 (※) 継続雇用割合は、10事業年度前及びその前後の事業年度に採用された労働者(新規学卒者等に限る。)のうち継続して雇用されている者の割合 ○ 上記を算出することができない場合は、以下でも可。 直近の事業年度において、正社員の女性労働者の平均継続勤務年数が産業ごとの平均値以上であること。 (※) 直近の事業年度において、正社員の女性労働者の平均継続勤務年数 (※) 直近の事業年度において、正社員の女性労働者の平均継続勤務年数 (※) 直近の事業年度において、正社員の女性労働者の平均継続勤務年数 (※) 直近の事業年度において、正社員の女性労働者の平均 (※) 直近の事業年度において、正社員の女性労働者の平均 (※) 直近の事業年度において、正社員の女性労働者の平均 (※) 直近の事業年度において、正社員の女性労働者の平均 (※) 直近の事業年度において、正社員の女性労働者の平均 (※) 直述の事業年度において、正社員の女性労働者の平均 (※) 直述の事業年度において、正社員の女性労働者の平均 (※) 直述の事業年度において、正社員の女性労働者の平均 (※) 直述の事業に対して、正社員の女性労働者の平均 (※) 直述の事業年度において、正社員の女性労働者の平均 (※) 直述の事業に対して、正社員の女性労働者の平均 (※) 直述の事業に対して、正式の事業に対して、	 たに掲げる基準のうち、 (i)について、8割以上 (ii) について、9割以上 であること。(その他の基準は同左) 	
3.労働時間 等の働き方	○ 雇用管理区分ごとの労働者の法定時間外労働及び法定休日労働時間の 合計時間数の平均が、直近の事業年度の各月ごとに全て45時間未満で あること。	同左	

女性の職業生活における活躍の状況に関する実績に係る基準②

評価項目	えるぼし	プラチナえるぼし	
4.管理職比率	① 直近の事業年度において、管理職に占める女性労働者の割合が産業ごとの 平均値以上 であ	○ 直近の事業年度において、管理職に占める女性労働者の 割合が産業ごとの 平均値の1.5倍以上 であること。	
	ること。	ただし、1.5倍後の数字が、	
	又は ② 「直近3事業年度の平均した1つ下位の職階から課長級に昇進した女性労働者の割合」÷「直近3事業年度の平均した1つ下位の職階から課長級に昇進した男性労働者の割合」が8割以上であること。	 ① 15%以下の場合は、管理職に占める女性労働者の割合が15%以上であること。 (※)「直近3事業年度の平均した1つ下位の職階から課長級に昇進した女性労働者の割合」が「直近3事業年度の平均した1つ下位の職階から課長級に昇進した男性労働者の割合」以上である場合は、産業計の平均値以上で可。 ② 40%以上の場合は、管理職に占める女性労働者の割合が正社員に占める女性比率の8割以上であること。 (※) 正社員に占める女性比率の8割が40%以下の場合は、40%以上 	
5.多様なキャ リアコース	○ 直近の3事業年度に、大企業については2項目以上(非正社員がいる場合は必ずAを含むこと)、中小企業については1項目以上の実績を有すること。 A 女性の非正社員から正社員への転換 B 女性労働者のキャリアアップに資する雇用管理区分間の転換 C 過去に在籍した女性の正社員としての再雇用D おおむね30歳以上の女性の正社員としての採用	同左	

- (注1)「平均値」は、雇用環境・均等局長が別に定める産業ごとの平均値
- (注2) 雇用管理区分ごとに算出する場合において、属する労働者数が全労働者数のおおむね1割程度に満たない雇用管理区分がある場合は、職務内容等に照らし、類似の雇用管理区分とまとめて算出して差し支えない (雇用形態が異なる場合を除く。)。

くその他>

- ・ 雇用管理区分ごとのその雇用する労働者の男女の賃金の差異の状況について把握したこと(プラチナえるぼしのみ)。
- ・ えるぼし認定又はプラチナえるぼし認定を取り消され、又は辞退の申出を行い、その取消し又は辞退の日から3年を経過し ていること(辞退の日前に、雇用環境・均等局長が定める基準に該当しないことにより、辞退の申出をした場合を除く。)。
- ・ 職業安定法施行令第1条で定める規定の違反に関し、法律に基づく処分、公表その他の措置が講じられていないこと。
- ・ 法又は法に基づく命令その他関係法令に違反する重大な事実がないこと。